

日本スポーツマスターズにおける救済（特別）措置について

日本スポーツマスターズ2019岐阜大会水泳競技会は、公益財団法人日本水泳連盟競泳競技規則に準じて実施いたします。参加にあたり、以下の項目に該当する方は事前に、出場申告用紙に必要事項を記入し申告する必要があります。申告後、内容を確認の上、承認の結果をお知らせいたします。尚、本大会は一般社団法人日本マスターズ水泳協会の競泳競技規則での実施ではない為、承認できる申告は異なりますので予めご承知おきください。

1. 「出場申告用紙」が必要な申告について

①障がいの認定を受けている方で競技規則違反になる可能性のある場合

申告内容を確認し、許可の判断を行います。なお、診断書や障がい者手帳の提示を求められる場合があります。

②出場に介助が必要な場合

チームから介助者を帯同してください。その際、介助者は招集席からスタート席まで行くことはできませんが、スタートの介助はできません（一緒に水中に入ることは不可）。ゴール後は、競技役員の指示を優先し介助してください。

③水中からスタートする方

スタート台の下（水中）からスタートをする場合。なお、リレー競技は第一泳者のみ可とします。また、スタート台等の設備への敷布・加工は認められません。

④テープ等をされる場合

競技規則上、テープ等は認められません。やむを得ず使用の承認を受ける必要のある方は使用状況を確認します。実際に泳ぐ際のテーピングを施した状態で確認を受けてください。なお、指や関節を固定するテーピング、筋肉を補強するキネシオテープ等は申告しても許可できません。

※ ①～③は大会申し込みの際に申告してください。④は大会当日レース2時間前まで申請し、審判長の確認を受けてください。

2. 記録の公認・順位・得点について

- ・ 出場申告用紙提出者につきましては、（公財）日本水泳連盟の登録者は、（公財）日本水泳連盟の公認記録とはなりません。（一社）日本マスターズ水泳協会登録者は（一社）日本マスターズ水泳協会の公認記録となります。
- ・ 本大会の順位・得点は認められます。

3. その他

- 出場申告用紙の提出については、チームの責任者を通じて提出してください。
- 出場申告用紙未提出者は、失格になることもあります。
- 申告によりすべてが承認されるわけではありません。また、（一社）日本マスターズ水泳協会の競技会やその他団体で承認されている申告とは異なりますので予めご承知おきください。
- 申告については、日本スポーツマスターズ2019岐阜大会水泳競技会のみ適用となります。競技会・施設概要により内容は異なりますのでご承知ください。